

上益城 5 町で消費生活相談室 ～ひとりで決めない悩まない～

☎ 商工観光課 商工観光係 ☎ 282-1226

相談室のご利用について

5 町にお住まいの人は遠慮なくどの町でも相談できます。
相談は無料で秘密やプライバシーは厳守します。ご相談にお越しの際は、契約時の書類やチラシ等の資料をご持参ください。

☎ 専門相談員がいる曜日です ☎

▼毎週月曜日～金曜日
(祝祭日および年末年始を除く)
▼9時～16時 (12時～13時を除く)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
益城町役場 ☎ 286-3210	御船町役場 ☎ 282-1226	嘉島町役場 ☎ 237-1112	甲佐町役場 (甲佐町老人 いこいの家) ☎ 234-3223 (相談) 234-1114 (福祉課)	山都町役場 (1F 相談室) ☎ 0967-72-3133 (相談) 0967-72-1229 (福祉課)

送りつけ商法

代引きをお願いします。
誰も注文していないぞ！



無料商法

無料サービス／無料体験
無料招待／無料閲覧



震災関連

保険金を利用できます。「早くしないと雨漏りしますよ」



ワンクリック詐欺

登録ありがとうございます。
料金は5万円です。プリペイドカードで。



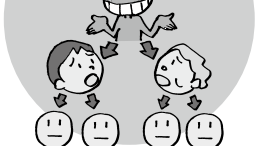
劇場型商法

選ばれた人しか買えません。
代わりに買ってください。



マルチ商法

在宅の簡単な仕事で高収入



平成31年度御船町健康診査の申込み～まだ間に合います！

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 282-1602

3月中旬に、各世帯に送付しております健診のご案内はご覧になられましたでしょうか？
御船町では、下記のとおり、各種健診（特定健診及びがん検診）を実施しております。申込みがまだお済みでない方はお早めにお申し込みください。

◎受けられる健診の種類

種類	対象者	場所	時期
人間ドック	40歳～74歳で国民健康保険加入者	各検診機関	6月以降
セット健診			
特定(若者)健診	20歳～74歳で、御船町在住の国民健康保険加入者および社会保険被扶養者	御船町役場第2分庁舎	7月上旬
後期高齢者健診	75歳以上		

■申込方法

健診申し込み票をご記入のうえ、同封された封筒でご返送いただくか、もしくは、健康づくり支援課までご持参ください。

がん検診も7月上旬の集団健診で受診可能！

医療保険に関係なく受けられます。

- ・腹部超音波検査 (40歳以上)
- ・肺がん検診 (40歳以上)
- ・大腸がん検診 (40歳以上)
- ・胃がん検診 (40歳以上)
- ・子宮がん検診 (20歳以上女性) ※
- ・乳がん検診 (30歳以上女性) ※
- ※子宮がん、乳がん検診は病院でも受けられます！

【オプション】

- ・前立腺がん検査 (40歳以上男性)
- ・肝炎ウィルス検査 (40歳以上過去未受診者)
- ・歯科検診 (どなたでも)

軽自動車税の減免申請は5月31日まで

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

軽自動車税には減免制度があります。一定の要件に該当する人が、期限までに申請することで減免を受けることができます。

ただし、減免は普通自動車を含め一人一台になります。軽自動車税の減免を申請する場合は、納税通知書が届いてから申請してください。

■減免対象 ①～③のいずれか一つ該当

障がい者本人が所有する自動車を運転する人が
①障がい者本人
②障がい者と生計を一にする家族
③障がい者を常時介護する人
(※ただし、身体障がい者が年齢18歳未満の場合／知的障がい者 (A 1、A 2) ／精神障がい者 (1 級) で家族運転の場合／生計を一にする者が所有 (取得) する自動車を含む)

■申請に必要なもの

- ・軽自動車税納税通知書
- ・手帳
- ・運転免許証

■申請期限・申請先

5月31日☎・税務課課税係



熊本地震による土地(更地)の住宅用地の特例が延長されます

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

平成31年税制改正により、平成28年熊本地震で建物の倒壊等による更地の住宅用地の特例は2年間でしたが、(平成30年度分で終了予定)、2年間延長されることとなりました。
被災住宅用地等に係る固定資産税の特例措置を引き続き適用できることになりました。

小規模住宅用地—住宅用地のうち、住戸一戸あたり200㎡まで。(課税標準額が非住宅用地の6分の1の額となる)
一般住宅用地—住宅用地のうち、200㎡を超える部分。(課税標準額が非住宅用地の3分の1の額となる)

Check! 建物を取壊し、更地になると、通常“**非住宅用地**”という区分になり、固定資産税は何の特例を受けないまま、課税されます。

しかし、熊本地震で建物が倒壊または解体して、更地となった場合、平成28年度時点での建物を想定し、“**小規模住宅用地**”“**一般住宅用地**”として固定資産税の特例措置がとられます。

この特例措置は、新元号2年度分まで適用されます。